

文化センター

1階および4階のトイレ改修工事が完了

衛生環境の改善を図るため、文化センター大ホール(1階部分)および小ホール(4階)などのトイレや多目的トイレの改修工事を実施しました。

主な改修内容として、新型コロナウイルスなどの感染予防の観点から、洗面化粧台にはセンサーに手をかざすだけで水が出る非接触式の水栓を設置。さらには、トイレの乾式化・洋式化、トイレスペースの増設、幼児用設備やオストメイト対応設備の設置などです。

今年度は文化センター2階と3階のトイレ改修を予定しております。引き続き、不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程お願いいたします。



①和式トイレを洋式トイレに改修
②機能が充実した多目的トイレ



問社会教育課 (☎983-5674)

生産緑地地区指定申請を受け付けます

平成29年の都市計画運用指針の改正により、市街化区域農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと転換されました。また、生産緑地地区の積極的な追加指定を検討するように示されたことから、このたび追加指定申請の受け付けを行います。本年中の指定を希望される人は7月29日(金)までに申請してください。

生産緑地地区とは、市街化区域内において緑地機能を有する優れた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市計画法により定めることができる地区です。

生産緑地地区の行為制限原則、30年間の営農が義務付けられ、建築や造成などができません。

税制上の特例措置
・固定資産税など農地並みの課税になります。

・相続税の納税猶予の適用対象となります。

申請に必要な主要要件
申請書・添付書類の提出のほか、一団で300㎡以上の面積要件を満たすことや農地等利害関係人などの同意が必要。また、300㎡未満でも周辺農地とあわせて申請すれば、対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※申請書は都市整備課窓口と市ホームページから入手可。

問都市整備課 (☎983-5049)



③コンテンツのトップ画面に「観光案内」機能を追加
④観光案内をクリック後、市内の広域マップ上にある名所をクリックすると、詳細が表示される

「八幡ストーリー」をリニューアル 「八幡ストーリー&ガイド」に



八幡市の歴史文化を5つのストーリーで紹介するウェブコンテンツ「八幡ストーリー」に「観光案内」機能を追加しました。

八幡ストーリーは「はちまんさん」「門前町」「茶文化」「松花堂弁当」「3つの川」の5つのストーリー(物語)で構成。八幡市のストーリーを語るうえで欠かせない名所やゆかりのある人物などをポップなイラストで登場させるなど、歴史文化をわかりやすく紹介しています。

新機能「観光案内」は、市内の広域マップに表示された名所をクリックすると、詳しい説明文が表示され、より深く知ることが出来ます。言語も、英語や中国語に対応しています。

観光モデルルートも紹介している「八幡ストーリー&ガイド」は、こちらのQRコードからご覧いただけます。ぜひ、ご利用ください。

問商工観光課 (☎983-2859)

下水道の

使用可能区域拡大に伴う 下水道接続工事のお願い

令和4年3月31日から次の地域も下水道を使用できるようにになりました。

下水道が整備された地域は、下水道法により水洗化が義務付けられています。できるだけ早く下水道接続工事をお願いします。

対象地域 上津屋浜垣内、上津屋垣内、上奈良小端、下奈良名越の各一部

接続工事は市指定工事店で「八幡市下水道排水設備指定工事業者」に依頼してください。

※指定工事業者については市ホームページまたは下水道課へお問い合わせください。

水洗化に関する各種制度について

水洗化の融資あっ旋制度 万円以内で、48カ月以内の元利均等返済

下水道接続工事資金の融資を希望される人で、次の条件をすべて満たしている人に取扱金融機関の融資のあっ旋をします。

▼条件

- 八幡市内に居住している
- 元利金の償還能力がある
- 連帯保証人(市内在住者に限る)がいる
- 市税や水道料金を滞納していない

▼あっ旋額 1件につき70万円

水洗化奨励金制度 下水道の使用可能区域となつてから3年以内下水道接続工事を行い、市税や水道料金を滞納していない人で、次のいずれかに該当する人に水洗化奨励金(6万円)を交付します。

※融資あっ旋制度を受けた人は対象となりません。

▼条件

- 生活保護を受けている
- 市民税が非課税で65歳以上の1人暮らし
- 市民税が非課税で18歳未満の児童を養育するひとり親世帯
- 特別児童扶養手当または特別障害者手当を受給している

問下水道課 (☎983-5419)

国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などがあります。

国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していても加入できる場合あり)に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず14日以内に国保医療課に届け出てください。

■加入手続きが遅れると

届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(適及制です)。

■交通事故にあった時も届け出を

交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険証を使って治療を受けたいただけます(一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します)。

度。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

(例) 令和4年1月に会社を辞めて、令和4年5月に国保の加入届け出をした場合

令和4年1月 (国保加入資格発生) 令和4年5月 (届け出をしたとき)

保険証が無いので医療費全額自己負担
↑ さかのぼって保険料を納付 ↓

問国保医療課国保係 (☎983-2962)